



廃棄物処理施設（新設・拡張）

事例紹介・よくあるご質問

廃棄物処理施設 新設・拡張の事例紹介

産業廃棄物処理施設設置許可・建築基準法第51条ただし書き許可・都市計画法開発変更許可取得の事例

お客様のご要望

お客様が抱えていた課題

廃棄物処理に関する事業が初めてとなるため、廃棄物関連法規制の取扱いや必要な設備等について理解を深めていただく必要がありました。

そして、木くず破碎施設の設置のための廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設設置許可の取得が必要でした。

また、事業計画地は非線引きの都市計画区域内の土地となるため、廃棄物処理施設の設置には建築基準法第51条ただし書き許可の取得、3,000㎡以上の土地の開発には都市計画法の開発許可がそれぞれ必要となりました。さらに、開発許可については、別の工場用地として以前に開発許可を取得され、計画途中で断念された経緯があり、開発許可の変更手続きが必要でした。



当社へのご要望

新たに廃棄物処理を始めていくにあたり、適切な処理施設の計画作成や一般廃棄物・産業廃棄物両方の処理が行える施設の許可を取得したいとのご相談をいただきました。

当社への発注内容

関係法令を遵守して、新規での木くず破碎施設を設置したいとのご要望を頂き、

- ① どのような手続きが必要か行政と協議
- ② 廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査
- ③ 廃棄物処理法、都市計画法及び建築基準法等の関係法令手続き

をご発注いただきました。

具体的な関係法規制

- 51条ただし書き許可の取得(建築基準法)
- 開発変更許可の取得(都市計画法)
- 建築制限解除申請(都市計画法)
- 事前協議(熊本県産業廃棄物指導要綱)
- 一般廃棄物処理施設設置許可の取得(廃棄物処理法)
- 産業廃棄物処理施設設置許可の取得(廃棄物処理法)
- 一般廃棄物処理業許可の取得(廃棄物処理法)
- 産業廃棄物処理業許可の取得(廃棄物処理法)
- 特定施設設置届出(騒音規制法)
- 特定施設設置届出(振動規制法)
- 道路工事施工承認申請(道路法)
- 指定可燃物取扱い届出(消防法)



当社の強みを活かしたサービスで無事に竣工

廃棄物処理法、建築基準法といった分野の違う法律に一括で対応

一概に法律といっても、環境関係法令、建設関係法令と別れており、行政書士やコンサル会社も得意分野が分かれています。当社は、廃棄物処理施設の建設に関係するあらゆる法令を理解して、行政と協議ができます。

このような事例は頻繁にあるものではないため、それぞれの行政（県や市町村単位）では、取り扱いに対する判断に時間がかかる場合があります。

しかし当社では、他自治体での経験も踏まえて、全体の手続きの流れなどを行政と一緒に考えていくことができます。

2回の都市計画審議会对応

熊本県では、産業廃棄物処理施設の位置に関する決定は県の権限（熊本市を除く）、一般廃棄物処理施設の位置に関する決定は市町村の権限となります。そのため、今回の計画は同一施設で産業廃棄物と一般廃棄物の処理を行う施設の新設ということで、熊本県と大津町とそれぞれの都市計画審議会对応が必要となりました。都市計画審議会の開催時期は不定期なものなので、全体工程の調整が非常に大変でした。

計画変更にかかる許認可手続き

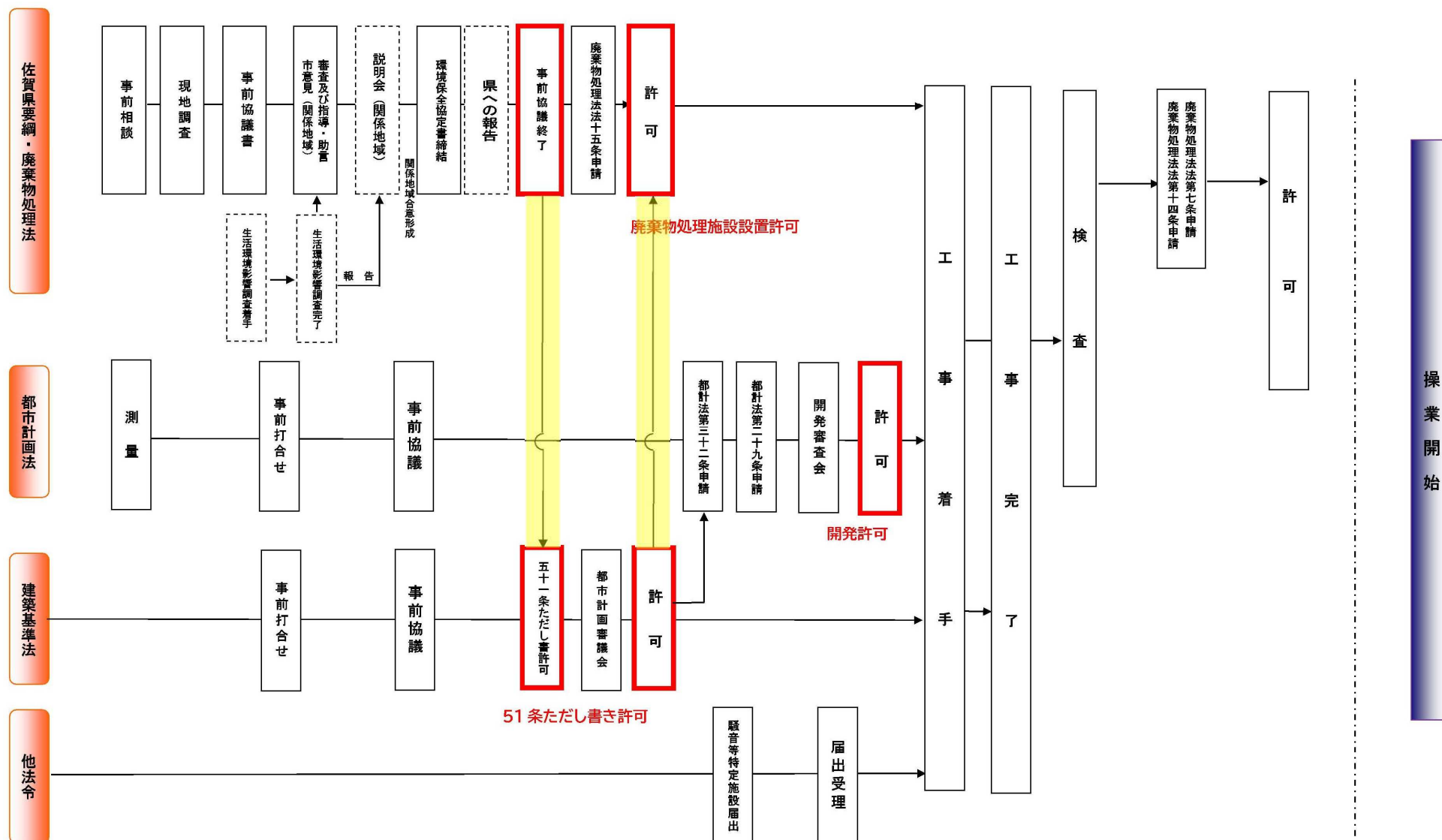
今回の計画地は別の工場用地として開発許可を受けている土地であったため、元々の許可を変更する手続きが必要となりました。このような場合、元々の許可の経緯を踏まえ適切な新計画を立てることが重要になります。

そのため、以前の許可に至るまでの経緯をしっかりと把握した上で今回の計画を立てていきました。

県と市町村などの複数の行政機関にまたがるやり取り

行政手続きでは、関係する部署が市町村と県（出先機関と本庁）など複数のまたがるが多く、各部署との情報共有や連携など、弊社ではこれまでの経験を活かし、関係する部署に事前の相談等を行うことで、協議をスムーズに進めることができました。

手続きフロー



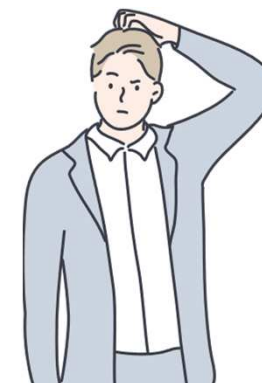
廃棄物処理施設 新設・拡張の事例紹介

既存施設の各様及び選別施設、圧縮施設を増設した事例

お客様のご要望

お客様が抱えていた課題

一般廃棄物の処分の委託事業を請け負うことを目標とした計画だったため、年度末である2012年3月までにリサイクル工場が竣工している必要がありました。各種準備を正式に開始したのが2011年7月だったため、建設工事を含めて1年弱という短期間で進める必要がありました。



当社へのご要望

既存工場を隣接地に拡張し、産業廃棄物・一般廃棄物の廃プラスチック類を主な対象とした選別施設・圧縮施設を増設したいとのご要望があり、当社にご相談いただきました。

当社への発注内容

2012年3月竣工を目指して、

- ① 建築計画と整合が取れた廃棄物処理施設の配置計画の立案
- ② 廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査
- ③ 廃棄物処理法等の関係法令手続き

をご発注いただきました。

具体的な関係法規制

- 事前協議(熊本県産業廃棄物指導要綱)
- 一般廃棄物処理施設設置許可の取得(廃棄物処理法)
- 産業廃棄物処理業変更届出(廃棄物処理法)
- 一般廃棄物処分業許可変更申請(廃棄物処理法)
- 特定施設設置届出(騒音規制法)
- 特定施設設置届出(振動規制法)
- 指定可燃物取扱い届出(消防法)



※ 選別施設と圧縮施設だったため、産業廃棄物処理施設には当たらず、産業廃棄物処理施設設置許可は不要でした。

※ 都市計画区域外だったため、建築基準法第51条ただし書き許可は不要でした。

当社の強みを活かしたサービスで無事に竣工

廃棄物と建築の手続き・工事を 分離して工程を短縮

当社の業務受託から竣工まで1年弱という短期間での事業でした。熊本県産業廃棄物指導要綱に基づく廃棄物関係事前協議の手続きを進めながら配置計画を確定し、廃棄物処理法の手続きを行いました。

また、これらの手続きとは分離して建築確認申請（建築設計事務所と協業）を進めることで、先に建築工事に着工し、廃棄物処理法の手続きが終わり次第、プラントを建屋内に設置する工程としました。工事期間中も、施工業者等との各種調整を行い、当初のご要望通り、2012年3月に竣工することが出来ました。

その後、自治体からの一般廃棄物処分委託契約の締結や、産業廃棄物処分

業・一般廃棄物処分業の変更手続きも行いました。

測量・土木設計から 配置計画立案に一括で対応

工業団地内の土地でしたが、雨水排水計画はもとより、処理施設や保管場所の配置など、建築計画と整合が取れた配置計画の立案が必要でした。

当社では、測量・土木設計は内製化しており、さらに、これまで多数の廃棄物処理施設の計画立案を支援した経験から、様々な配置計画の立案が可能です。本事例でも、建築設計事務所と協業することで、測量・土木設計・建築設計を考慮した施設配置計画を立案しました。

都市計画区域外だったため建築基準法 第51条ただし書き許可が不要だった

都市計画区域を設定している熊本県宇土市の工業団地内の土地でしたが、都市計画区域外でした。

したがって、一般廃棄物処理施設設置許可（廃棄物処理法第8条）対象施設でしたが、建築基準法第51条ただし書き許可は不要な場所でした。

よくある質問

Q. 産業廃棄物処理施設を設置(新設・拡張)する場合の注意点とは？

A. 産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃棄物処理法)第15条に定められた施設設置許可を取得する必要があります。

ここで言う産業廃棄物処理施設とは、廃棄物処理法(廃棄物処理法施行令第7条)で定められた一定規模以上の処理能力を備えた施設のことをいいます。

この要件に当てはまる施設は産業廃棄物処理施設となり、設置するには許可が必要となるわけです。

許可申請は、決められた様式(様式第十八号)による申請書に、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付して提出することになります。

設置された当時は産業廃棄物処理施設にはあたらなかったが、後の法改正で産業廃棄物処理施設とされた施設に関しては、届出によるみなし許可扱いとされています。例を挙げると、木くずとがれきの破砕機は平成13年2月1日から産業廃棄物処理施設に追加されましたが、それ以前に設置され、現在も稼働しているものはみなし許可による操業と思われます。

後述する建築基準法第51条ただし書き許可についてもみなし許可による運用がなされており、老朽化等による更新については注意が必要です。

尚、施設の更新や改装については設置許可ではなく変更許可となります。

また、都市計画区域内(市街化区域、市街化調整区域、非線引きのすべて)においては、産業廃棄物処理施設の設置は建築基準法第51条により制限され、都市計画において決定している施設以外は、都市計画審議会による審議を経た許可(51条ただし書き許可)を得なければ設置できません。

さらに、計画地の面積によっては、都市計画法に定められた開発行為にあたり、開発許可を取得する必要があります。

よくある質問

Q. 一般廃棄物処理施設設置許可とは？

A. 一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃棄物処理法)第8条に定められた施設設置許可を取得する必要があります。

[関連条文]

(一般廃棄物処理施設の許可)

廃棄物処理法 第八条

一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。))及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

よくある質問

Q. 産業廃棄物処理施設とは？

A. 産業廃棄物処理施設とは、廃棄物処理法（廃棄物処理法施行令第7条）で定められた一定規模以上の処理能力を備えた産業廃棄物の処理施設のことをいいます。

この要件に当てはまる施設は産業廃棄物処理施設となり、設置するには許可が必要となります。

【関連条文】

廃棄物処理法第15条第1項

産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

よくある質問

Q. 建築基準法第51条ただし書き許可とは？

A. 都市計画区域内(市街化区域、市街化調整区域、非線引きのすべて)においては、産業廃棄物処理施設の設置は建築基準法第51条により制限され、都市計画において決定している施設以外は新築、増築することができません。

ですが、この建築基準法第51条の条文の後半部分(ただし、以下)において、都市計画審議会の議を経て許可を受けた場合、または政令で定める規模の範囲内における新築、増築については、その制限を受けない、という旨が書かれています。

つまり、都市計画区域内に産業廃棄物処理施設を設置するには、都市計画審議会の議を経た許可を得る必要がある、ということです。この許可のことを建築基準法第51条ただし書き許可と呼んでいます。

廃棄物処理施設の新設・拡張の手続きなら 業界トップクラスの実績を持つ当社へ！

以下のようなお悩みを抱えていらっしゃる廃棄物処理業者様、ぜひご相談ください。

- 廃棄物処理施設を新設・拡張したいが、工場開設当時はかかっていた法規制がかかっている、どう進めたら良いか分からない。
- 廃棄物処理施設を新設・拡張したいが、どう進めたら良いか分からない。
- 工場をつくったときをお願いした行政書士等と、今は付き合いがない。



お気軽にお問合せください！

<https://www.etod.co.jp/contact/>

～事業紹介～



▶ 廃棄物処理施設 新設・拡張

廃棄物処分・リサイクル事業の新規事業の立ち上げから、ビジネスとして軌道にのせるまでを支援いたします。



▶ 廃棄物処理施設 更新・入替

老朽化による破砕機の入替え等を行う場合の手続きを支援いたします。



▶ 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理の経験不足を補う災害対応マニュアルを作成、運営のコンサルティング業務を行います。



▶ 太陽光発電所 新設・拡張

再生可能エネルギー事業者・関連事業者様向けに、土地開発支援や環境アセスメントなどを行っています。



▶ 小水力発電 新設

測量・調査・土木設計・許認可手続きを一貫して提供しお客様の新規事業をサポートします。



▶ 宅地・工場・店舗関連

不動産会社・デベロッパー様向けに、宅地・工場・店舗などの開発事業支援・サポートなどを行っています。



環境と開発では、見積もり前の無料診断を実施しております。
無料診断をご希望の方は、QRコードからお申込みください。